

大垣女子短期大学同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は大垣女子短期大学同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務局を岐阜県大垣市西之川町1丁目109番地大垣女子短期大学事務局に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて大垣女子短期大学（以下「母校」と称す）の発展に寄与することを以って目的とする。

第2章 組織

- 第4条 本会は次の会員により構成する。
- (1) 正会員 大垣女子短期大学卒業生
 - (2) 特別会員 大垣女子短期大学の専任教職員（退職教職員含む）
- 第5条 正会員は、卒業時入会金として5,000円、終身会員として10,000円納入する。
- 第6条 本会員の退会除名その他の理由の如何によらず既納の会費は一切返還されない。

第3章 役員および任務

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- (1) 委員 10名以上16名以内
 - (2) 会計 2名 [内1名は母校の専任職員]
 - (3) 会計監査 2名
 - (4) 顧問 若干名
- 2 委員の中から互選により会長1名、副会長2名、書記2名、会計1名を選出する。
- 3 会計監査は役員会において正会員の中から選出する。
- 4 顧問は母校の学長、その他現教職員の中より会長が委嘱する。
- 第8条 委員の任期は3ケ年とする。ただし再任は妨げない。以下同様とする。
- 第9条 本会に役員会を置く。
- 2 役員会は会長、副会長、書記、会計、その他委員及び会計監査をもって構成する。
 - 3 役員会は必要に応じて会長がこれを招集する。
 - 4 会長は必要に応じて顧問を役員会に召集することができる。
- 第10条 会長は本会を代表し、本会の業務を総理し、役員会の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
 - 3 会計は本会の財務を掌する。
 - 4 書記は本会の記録その他を掌する。
 - 5 委員は各学科の代表として事業計画の立案及びその他同窓会運営に必要な事項を処理する。
 - 6 顧問は会長の諮問に応じまたこれに意見を述べることができる。

第11条 役員会において議決する事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告並びに決算報告
- (2) 事業計画並びに予算の決定
- (3) 役員を選出
- (4) 同窓会運営に必要な事項
- (5) その他

2 役員会の議決は出席役員の過半数をもって決する。

第4章 事業

第12条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会誌などの発行及び母校の情報発信
- (2) 母校発展のための諸事業の助成
- (3) 同窓会員の子女・姉妹の入学生および在对学生に対する奨学事業
- (4) 会員の親睦を図るための事業
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第13条 総会が必要に応じて会長がこれを招集する。

第14条 総会の目的は役員会で議決された重要事項の報告及び会員間の親睦を語る機会とする。

第5章 会計

第15条 本会の経費は入会金、終身会費及びそれらより生ずる果実と臨時収入を以て充する。

第16条 本会の会計は毎会計年度の決算を会計監査の監査承認を経て、役員会へ提出して、承認議決を得なければならない。

2 予算案については、役員会の承認議決を得なければならない。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 本会支部ならびに学科同窓会

第18条 正会員5名以上を有する地方には、本会の支部を設けることができる。

第19条 本会は各学科ごとに学科同窓会を設け、会員の連絡親睦をはかることができる。

第20条 同窓会並びに学科同窓会・支部会の細則は別に定める。

第21条 規約に定めなき条項及び疑義が生じた時は、役員会又は会長が本会の趣旨に則り決するものとする。

附 則

1. この本会会則の改廃については、役員会の意見を徴して、決定することができる。
2. 本会会則は昭和46年3月21日より施行する。
3. 一部改正した本会会則は平成4年11月1日より施行する。
4. 一部改正した本会会則は平成13年4月1日より施行する。
5. 一部改正した本会会則は平成21年4月1日より施行する。
ただし、終身会費については、平成22年4月入学生より施行する。
6. 一部改正した本会会則は平成22年4月1日より施行する。
7. 一部改正した本会会則は平成31年4月1日より施行する。